

【防災情報】福島河川国道事務所災害対策支援情報(第3報:終報)

～福島県磐梯町に貸与していた小型除雪機2台が返却されました～

福島河川国道事務所では、令和7年2月4日からの大雪による、雪の除排雪作業のため、福島県耶麻郡磐梯町に小型除雪機2台を貸与しておりましたが、この度、一連の作業が終了し、3月18日に返却されたことにより災害対策支援支部を解除します。

1. 貸与先等

- 貸与期間：令和7年2月11日(火)～令和7年3月18日(火) 36日間
- 貸与機械：小型除雪機(1.2m級):1台、小型除雪機(0.8m級):1台 計2台
- 貸与先：福島県耶麻郡磐梯町
- 貸与理由：積もった雪の除排雪

2. 支部体制

- 福島河川国道事務所では3月18日(火)11:30をもって災害対策支援支部(警戒体制)を解除します。



小型除雪機(1.2m級)稼働状況



小型除雪機(0.8m級)稼働状況

《事務所管内の情報は、右記のURLからご覧下さい》 <http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>

< 記者発表会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ >



お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
TEL 024-546-4331 (代)

副 所 長
保全対策官(防災)

そでばやし じゅん
袖林 淳
こんの じゅんじ
今野 順二

内線(206)
内線(308)